

平成19年5月28日 開会  
平成19年5月28日 閉会  
(臨時第5回)

# 大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第39号

平成19年第5回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成19年5月24日

大山町長 山口隆之

- 1 日時 平成19年5月28日 午後1時30分  
2 場所 大山町役場議場

---

○開会日に応招した議員

近藤大介	西尾寿博
吉原美智恵	遠藤幸子
敦賀亀義	森田増範
川島正寿	岩井美保子
秋田美喜雄	尾古博文
諸遊壤司	足立敏雄
小原力三	岡田聰
二宮淳一	椎木学
野口俊明	沢田正己
荒松廣志	西山富三郎
鹿島功	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 第 5 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 19 年 5 月 28 日 (月曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 19 年 5 月 28 日 午後 1 時 52 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議案第 78 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第 79 号 町有財産の取得（大山眺海荘及び大山グリーンロッジ）について  
て  
日程第 5 議会広報調査特別委員会委員の選任について  
日程第 6 議会広報調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 議案第 78 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第 79 号 町有財産の取得（大山眺海荘及び大山グリーンロッジ）について  
て  
日程第 5 議会広報調査特別委員会委員の選任について  
日程第 6 議会広報調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 

### 出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 汐 田 美 穂

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之                      副町長…………… 田 中 祥 二  
大山支所長…………… 河 崎 博 光                      中山支所長…………… 福 田 勝 清  
総務課長 …………… 田 中 豊                      福祉保健課長…………… 戸 野 隆 弘  
税務課長 …………… 野 間 一 成                      観光商工課長…………… 福 留 弘 明  
大山振興課長…………… 斉 藤 淳

---

午後 1 時 5 2 分 開会

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） ただ今の出席議員数は 21 人です。定足数に達しておりますので、平成 19 年第 5 回大山町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、12 番足立敏雄君、13 番小原力三君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にいたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

---

日程第 3 議案第 78 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3、議案第 78 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山口 隆之君）** ただいまご上程いただきました議案第78号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、被保険者の所得額及び固定資産税の確定に伴い保険税の税率、税額を改正するものであります。

平成19年度の大山町全体の保険給付費総額は過去の医療費実績から推計し、約14億6,600万円といたしております。これは、前年度実績に対し率にして0.77%、額にして約1,100万円の増を見込んでおります。保険給付費のほか老人保健拠出金、介護納付金、保健事業費等、平成19年度の歳出総額は約23億600万円といたしております。これは、前年度に対し率にして7.91%、額にして約1億6,900万円の増であります。

歳入につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金、繰越金等の歳入総額を約18億7,400万円見込んでおります。

歳出総額に対しまして、歳入不足額の約4億3,200万円を国民健康保険税として集めることとなりますが、徴収率を加味し約4億6,400万円を課税額といたしました。

税の積算基礎となります軽減後の一人当たりの税額を6万3,863円とし、これを基準に地方税法第703条の4の規定に基づき、所得割を8.89%、資産割を38.01%、均等割を一人当たり2万8,300円、平等割を一世帯当たり2万5,030円といたしました。

介護納付金につきましても、医療分と同様に、それぞれの税率、税額を算定し、所得割2.16%、資産割13.49%、均等割一人当たり1万1,750円、平等割一世帯当り6,960円といたしました。

税条例につきましては、改正前、改正後それぞれの当該改正部分に、下線を引いて表示をいたしております。

附則において、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものとし、改正後の大山町国民健康保険条例は、平成19年度分の国民健康保険税から適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によることとしております。なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。以上で議案第78号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（戸野 隆弘君）** 議案と一緒に配布させていただきました資料に沿って説明させていただきます。

まず資料1の1をごらんください。大山町国民健康保険税医療分の見直しについてと見出ししております分であります。これは先ほどの提案理由の説明の状況を表しておるものであります。

1. 支出の状況の表は、左が平成18年度の国保特会の歳出の決算見込み、右が平成1

9年度の大山町の国保会計を賄っていくための必要な経費を見込んだ表であります。その中で保険給付費を約14億6,600万円としておりますが、これは18年度の各医療費の増減の状況から推計したものであります。

その下の老人保健拠出金約3億2,600万円、介護納付金約1億2,400万円は、既に国からの指示があった各医療制度等への拠出金及び納付金であります。

次に2.歳入の状況の表では、医療費等にかかる国庫支出金、一般会計から職員の給与及び保険基盤安定繰入金等が主なものであります。繰越金約1億4,900万円につきましては、1人当たりの負担額を抑えるため、全額歳入に充てております。それぞれ歳入歳出の差額の不足分約4億3,200万を国民健康保険税として集めさせていただくこととなりますが、徴収率を加味しまして、約4億6,400万円の課税額といたしております。

次に1の3の、資料1の3でございます。この医療分をご覧ください。上の表で平成18年度の税率、税額を示しております。そのすぐ下の表が軽減後の1人当たりの負担額であります。18年度は6万5,980円となっております。この平成18年度の負担額あるいは医療費等の伸び等を精査しながら、平成19年度の軽減後の1人当たりの負担額、これを6万3,863円と算出いたしました。

算出の方法につきましては、資料1の2、これを見ていただきたいと思います。地方税法第703条の4で決められております四方式にしたがいまして、微調整をしながら軽減後1人当たり6万3,863円を基準に税率、税額を算出いたしました。算定の基準となるものは本年度の被保険者に係る所得額、資産税額、被保険者数、世帯数であります。

次に隣の控除額、同じ表ですけれど、控除額の欄をご覧くださいと思います。軽減後9,384万9,800円は7割軽減対象が、1,469世帯2,447人、5割軽減対象が、233世帯700人、2割軽減対象が371世帯876人に係る控除額であります。その下の限度超過額2,930万2,820円は、課税額の上限額56万円を超える90世帯444人に係る控除額であります。17万9,272円は端数処理をしております。課税額と控除額を加えたものが、算出税額5億8,736万493円あります。この算出税額を四方式の率に従って微調整をしながら税率、税額を算出しました。

その結果、所得割8.89%、資産割38.01%、均等割2万8,300円、平等割2万5,030円となりました。下段の表にはそれぞれの軽減の区分に応じた軽減額と課税額をあげております。

次に、介護分についてご説明をいたします。

介護分は、40歳から64歳までの国保の被保険者の方に、保険税と合わせてご負担いただくものであります。

資料2の1をご覧ください。上段の右の平成19年度国保歳出(見込)としておりますように、介護納付金1億2,352万8,937円は、既に国から指示のあった納付額を挙

げております。

中段の表では、19年度中の介護分にかかる国庫支出金を7,043万8,591円と見込んでおります。歳入歳出、その差し引き不足分の約5,300万円を国民健康保険税として集めさせていただくこととなりますが、徴収率を加味しまして課税額を約5,649万円としております。その結果、介護分の軽減後の一人当たりの額につきましては、2万5,938円となりました。控除額につきましては、軽減額984万5,696円は7割軽減対象が世帯数480世帯587人、5割軽減対象が138世帯205人、2割軽減対象が213世帯297人に係るものであります。限度超過額737万1,231円は対象が143世帯264人に係るものであり、控除額の合計は1,727万5,329円となります。医療分と同様にして税率税額を算出いたしました。その結果、所得割が2.16%、資産割が13.49%、均等割が1人当たり1万1,750円、平等割が6,960円となります。

下段に軽減の区分に応じた軽減する額、課税する額一覧表で示しております。以上で資料の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。20番、西山富三郎君。

**○議員（20番 西山 富三郎君）** 始めに総論的なことを聞いておきますが、うちは保険税と言っております。西部の町村で、保険料と言っている町村があるかないか。料と税の違い、経緯を教えてくださいと思います。

それから私の見間違いでしょうかね、資料の、戸野課長が説明した資料1の3ですね、703条の4というのは国民健康保険税なんですね、そこを見ますと、だいたい所得割は標準で100分の40、資産割は100分の10、応益が均等が100分の35、平等割が100分の15で、応益がだいたい50対50だと。しかしそのバランスはですね、市町村の実情でいいということになってはいますが、この資料、1の3を見ますとですね、この19年、18年の分というのが、先出ていますけれど、所得割が9.41%、資産割が41.81%、これ、こんなに違つったのですか。上下間違いと違うのですか。ちょっと差が標準とですね、市町村の実態と差があるように思いますが、私の勉強不足でしょうか。この辺ちょっと説明してください。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** どっちが答えますか。はい、税務課長。

**○税務課長（野間 一成君）** 西山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。保険料と保険税の件でございますが、西部の町村でははっきり承知しておりませんが、米子市は国民健康保険料ではなかったかと思っております。また保険税と保険料の違いでございますが、当初国民健康保険法が制定をされましたときには、国民健康保険料で徴収をする、賄

うということになっておったようでございますが、昭和26年の地方税法の改正に伴いまして税として徴収することができるような改正になってございます。その主旨は特に徴収率を高めて国保の財政を確立するということのようでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野 隆弘君） 西山議員さんの2番目の質問にお答えをいたします。資料1の2の応能、応益、そして所得割、資産額等の率とですね、それを元にした税率または税額、その表でいきますと、算定基準額の右側、税率または税額、この欄で所得割でいきますと本年度8.89%、かっこ書きが昨年度の割合であります9.41%、ということで、所得割、資産割とそれに応じて徴収率と言いますか、税率をかける割合とは別なものでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 20番議員いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 資料1の1ですが、医療分平成19年度国保歳出、その他の部分が非常に増えているわけですが、この内訳と原因は何なのか。それから医療分が前年度に比べて2,117円減ですが、介護分が2,584円プラスということで、差し引き400何十円か、プラスになるわけですが、これが個人の増額そのものになる、保険料の増額になるわけでしょうか、説明をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野 隆弘君） 資料1の1の上の右側の平成19年度国保歳出のその他の中身についてのご質問でありましたが、これは中身としましては共同事業拠出金、高額医療の関係等であります。

それと介護分の保険税が上がっていることについてであります。介護分につきましては、40歳から64歳の国保の被保険者が、医療分と合わせて納付をしていただくものであります。65歳以上の方であります。医療分だけであります。今言いました40歳から64歳の方につきましては、これと合わせて係りますので、差し引きで400数十円負担が増となります。この増加につきましては介護のサービスが大変増えているということと、これを負担する年齢の人口が、若干少なくなっているというようなことが原因として考えられております。以上です。

○議長（鹿島 功君） これで質疑を……1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） 算定の際に用いられております国保税の徴収率について伺います。

従来より議会で税等の滞納金等が大きな問題になっておるわけですが、今回の算定に当たりまして、昨年度では国保税の徴収率96%で計算してあったものが、今回の算定では、94%と2%低く見積もった数字で算定がしてあります。96から94に算定を変更された経緯について説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 近藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。国保の徴収率でございますが、従前から国保の徴収率は普通税に比べて低うございました。昨年も96%ということで、説明をしておりましたですけれども、実際には94%を切るような徴収率でございましたので、今回は、その実態に合わせておるということでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤 大介君） まあ止むを得ず実態に合わせて94%にしたということですが、特に前年度、前々年度ですか、から徴収対策室も設けて収納には執行部の方でも努力をしておられるところだと思いますが、94を、実態として94であるところを95にしていく、あるいは96まで戻していくとそういう取り組みの姿勢について、もう少し、説明なり19年度の展望について説明をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 近藤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。おっしゃるような徴収率が、年々下がってきておりますが、これではいかんということで頑張っておるところでございます。特に滞繰分につきましては、法的な手続き等を取りましてそれなりに徴収率が上がってはきておりますが、現年分が減少の傾向でございます。今年18年分の所得を見ましても農業の所得は相当下がってございましたし、経済的な状況というのもあるのかもしれませんが、そうは言いましても徴収に努めるということで頑張りたいと思います。19年度につきましては、それぞれ現年分も頑張ろうということでだいま税を始め各種料金も一緒になって、納期後に速やかに遅れとる方に連絡をとって納付勧奨をしようという取り組みをするように今準備をしておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第78号を採決します。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第79号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第79号 町有財産の取得（大山眺海荘及び大山グリーンロッジ）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第79号 町有財産の取得（大山眺海荘及び大山グリーンロッジ）についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町有財産の取得をすることについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

財団法人林野弘済会が大山内地において事業展開をしていた大山眺海荘及び大山グリーンロッジについて、同財団が本年3月末をもって事業を廃止し、施設を閉鎖したため、大山寺参道地域及びスキー場地域の地盤沈下を抑制し、新たな活用策により活性化を図るため、両施設を町有財産として取得しようとするものであります。

契約の相手方は、大阪市北区同心二丁目13番4号 財団法人林野弘済会大阪支部 支部長 中道 正、取得金額は税込みで4,200万円であり、過日建物売買仮契約書を交わしたところであります。

なお、引き渡し日は売買代金納入後15日以内といたしております。以上で議案第79号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、小原力三君。

○議員（13番 小原 力三君） まことにまあ町長、いいロッジを買ったり眺海荘を買ってこれから大山の活性化に望むんだというようなことですが、もう少し中身をご説明願いたいというふうに思います。と、言いますのは、一つは一点、この林野弘済会から町に取得、町が取得する経過をちょっと説明していただきたいというふうに思います。

それから前どにこの施設を利用して、町長はワインを作るんだというようなこともチラッと聞いた覚えがございます。それを一つ大山町のブランド化として販売、全国に発送していくんだというようなことも聞きました。まことにいいことですが、そのワインの元となるぶどうでございませうけれども、これからどのように取得されてどこで作って、出雲ワイナリーみたいな大きな施設はおそらくできんと思いますけれども、面積が少

ないですから、できないと思いますけれど、どのような規模でやられるのか。そしてまた大山町においてぶどう畑を作るにあたって、何ヘクぐらいの農地を予定されているのか、場所を聞きたいというふうに思います。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 小原議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 観光商工課長。

**○観光商工課長（福留 弘明君）** ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず林野弘済会から取得に至る経過でございますが、これにつきましては、皆さま方もご承知のことと思いますが、前小泉首相の時代に国の外郭団体の収益事業等の実施につきまして、いわゆる合理化と申しますか、リストラといいますか、そういった方針が出されてきて、ここ林野弘済会も例外ではなく、スキー場の売却ですとか本町でございますような食堂施設等の整備を命じられたというところから、所在地であります本町の方に昨年取得の提案といいますか、申し入れがございました。そうした中でいろいろと協議を重ねました結果、相手が自治体であればいわゆる簿価、時価に比して著しく安価に随意契約により提供することが可能であるが、そうでない場合は競売による処分となるといったようなやりとりがございまして、次の質問にもございましたような利活用の方策を講じることによって、本町が取得していくべきではないかという結論に至ったところでございます。

昨年中に概ねの方向性を出しまして、その以降、議会の皆さま方ともご相談させていただいて当初予算に計上していただいたところでございます。

次に、ワインの醸造についてのご質問でございますが、これにつきましては民間のワイン醸造家の方から提案を鳥取県あるいは大山町に対して受けておりまして、現在私どもが伺っております内容といたしましては、ぶどうは香取地内に当面1.5ヘクタール程度の民間所有の現在耕作をしていない牧草地であります。これを賃貸借によりぶどうの栽培をしたいというふうに聞いております。

なお、今後につきましてはここでの栽培実績あるいは醸造後の販売実績等に応じて拡大をしていくということがございまして、候補地といたしましては、町内に他に具体的に申しますと清水原ですとか、赤松ですとかそういったところの用地を検討なさっているというふうに伺っております。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 13番、小原力三君。

**○議員（13番 小原 力三君）** もう一点お願いしたいと思えますけれど、ぶどうもさりながら、大山町の特産ということでブルーベリーもだいぶ反別が増えてまいりました。醸造となればブルーベリーのワインジュースとか、そういう施設でできるのが可能なのか、可能でないのかそういう特産品を今やっている特産品を少しでも生かしていくという、そういうようなことも考えられないじゃないかなと思えますけれど、いかがなものでしょう。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 小原議員さんのご質問に答弁させていただきます。ブルーベリー、おっしゃるように今面積が増えてきておりますし、ジャムに加工したりいろんな場面で需要も伸びてきているのは承知しておるところであります。これはまた、いろんな形で生かしていく中で、さらに栽培面積を広げていく、さらに付加価値を高めてまたより販売につなげていく、そういったことがこれから必要になってくると思っております。これは、ブルーベリーに限らずいろんな作物がそうだろうというふうに思っておりますけれど、これにつきましては、またそういった場所なり、あるいはそういった事業をやるという方々が出てきてこれられば、あるいは拡大したいという思いがあればそれの中でやっていけばいいと思っておりますが、この場合は今ここに事業として申し出ておられるのは、ワインを作りたいという、ぶどうからワインを作りたいということで、その計画に対して町がこの施設をお貸しするというような形になるわけでありまして、この施設を使って、そこでブルーベリーのワインだ、あるいは他の物に加工するというのはちょっと今私どもの方としてははっきりしたお答えはできませんけれど、そういった付加価値を高めていく上での施設とか加工、こういったものも当然、大山恵みづくりの中で考えていくことになるのではないかなというふうに思っているところであります。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 8番、岩井美保子君。

**○議員（8番 岩井 美保子君）** 4, 200万の金額が上がっておりまして、これを取得してその後ずっと関わるお金に関しては、どこまで町がみられるのか。だいたいいくらぐらい予算を頭の中で考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 岩井議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 観光商工課長。

**○観光商工課長（福留 弘明君）** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。取得後に必要となる経費、維持費用ということでございますが、原則といたしましてこの両施設に関わる経費につきましては、中で利用されます方にご負担いただく予定でございます。ただしがございます、建物全体、将来的に発生いたしますが、例えば屋根の塗り替えとか、そういったものが将来的には発生してくる可能性は十分でございます。

合わせまして大山グリーンロッジにつきましては、スキー場管理組合での活用を考慮いたしておりますので、町としての負担ではなくスキー場管理組合の組合員である大山中の原スキー場としての一部負担ということは発生してまいります。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 8番 岩井美保子君。

**○議員（8番 岩井 美保子君）** 確認ですが、でしたらこれでは補正で少々ぐらいなことになりますでしょうか。今の金額がですね、4, 200万ですけど、これを取得し

てずっと営業していきますうちに、町が負担するというのは無いということになりますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほど課長がご説明申し上げましたように、要は以前予算のときにもご説明したというふうに思っておりますけれど、眺海荘並びにグリーンロッジ、これをまず町が取得をしてその大山地域の活性化に生かしていくメリット、それは要はまずはそこに参入いただいてこれを施設を活用して民間の力で大山の活性化に寄与していただく、その上での初期投資を少なくすると、そういった中での町の支援ということが効果があるんじゃないかということであらう、取得の判断をしたところであります。従って先ほど来、申し上げておりますような目的でグリーンロッジも眺海荘も活用いただければ、当然その方から利用料という形で町としてはいただきながら運営をして、で、この施設の償還、あるいは経理上の維持管理費を賄っていただくという考え方でありますので、従って今の目的で事業参入される方が順調に事業に取り組んでいただければ、基本的には町の負担はないと。ただ先ほども申し上げましたように町のあくまでも施設でありますので、取得すれば、大きな修繕とか何か特別な町としての、その所有者としての責任という中での果たさなければならぬ課題があればそれはその時に対応していく場合もあるというふうに考えておりますが、そういう考え方になろうというふうに思っております。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に。2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） ぶどう酒を作るということで以前も聞いて、今いよいよかかったというふうに思いますが、ぶどうを栽培するにも時間がかかるでしょうし、ぶどう酒を作る、ワイナリーを作るということになれば、じゃあ誰でもいいかというところではないなあ、ノウハウのある方ということになるかと実は思います。作るものは決まっておって、中に入れる方を応募するというところになれば、何かもうそういう候補の方がおられるんじゃないかなみたいな実は気もしたりしております。もしそれが無いようであれば、逆に言うと何年もほったらかしが始まる。例えばぶどうは作る方がおられても、なかなかワイナリーまでには届かないというようなことになる可能性もなきにしもあらずということで、もしそのような計画があつてですね、例えば3年後ぶどうができるまでは、このように方にもやってもらうとか、ような構想がなければ、はっきりワイナリーを作るというような方向性は出てこないんじゃないかなと実は思ったりもします。その辺はどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんのご質問に答弁させていただきますが、予算編成に当たって全員協議会でこの2施設の取得の目的なり考え方については、ご説明を差し上

げたというふうに思っております。ただ闇雲に空き施設を町が取得するのではなくて、きちっとそういう目的が確認をでき、そういった方がいらっしゃるということの中で、その目的が町の方向なり、大山の町活性化の中に十分にそれで合致すると。さらにはそういった計画が裏づけの中で確実にいけるだろうという判断がついたので、林野弘済会から取得させていただきますというふうに説明させていただいたというふうに思っておりますので、従って、町がワインを作ることを計画して、で、誰かそういった人を探したということではない。そういうことをやりたい、こういう計画で大山の中でこの施設を使って取り組みたい、そういう計画が示され、県や町やあるいは金融機関等とその計画についての議論する中で、支援をしていけるという計画であるという判断をいたしましたので、取得をしてそういうふうな活用をしたいということでご提案申し上げ、説明をして今日に至っているというふうに思っております。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。6番、森田増範君。

**○議員（6番 森田 増範君）** 先ほどの岩井議員さんの質問に重複する面がございますけれど、確認ということも含めて、少し踏み込ませていただきたいと思います。所有者としての責任で維持費用等町の方が持つんだということがございます。その中で入居される方も分かるとどういった形のものもやっていくということも明らかになってくることですので、施設を取得した後の改修費であったり、ワインであったところの作るための器材であったり、こういったものについては、入居される方が考え、実施して事業を展開していかれるということなんですね。そのことについて確認をさしてもらいたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 森田議員さんの質問に答弁させていただきますが、その辺もご説明申し上げたとおりでありまして、ですからそういった事業に対して支援をされる金融機関もありますし、そういったいろんな事業制度を使いながらやられるということでありまして、町としてその事業計画に対して直接的にご支援をするというようなことは今のところ考えてはいないというところであります。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第79号を採決いたします。

おはかりします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。執行部の提出の議案はすべて終わりました。以下の日程は、議会関係でございますので、ここで執行部の皆さんは退場していただいても結構でございます。

午後2時39分 休憩

午後2時53分 再開

#### 日程第5 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第5、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報調査特別委員に遠藤幸子君、岡田聰君、諸遊壤司君、西尾寿博君、吉原美智恵君、近藤大介君、以上6人を指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って議会広報調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

議会広報調査特別委員会委員長・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後2時59分 再開

#### 日程第6 議会広報調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第6、議会広報調査特別委員会委員長・副委員長の互選結果を報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員長に西尾寿博君、副委員長に遠藤幸子君が選任されました。以上で結果報告を終わります。

#### 閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。平成19年第5回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後3時 閉会

